

# 相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所運営委員会設置要綱

(平成24年5月制定)

改正 平成26年1月28日要綱第1号 平成26年8月4日要綱第2号  
平成27年2月25日要綱第1号

(設置)

第1条 相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所(以下「診療所」という。)の円滑な運営を図るため、相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、診療所の円滑な運営を図るものとする。

- (1) 診療所の運営に関すること。
- (2) 診療所における事故対策に関すること。
- (3) 代表理事が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干名で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから代表理事が委嘱又は任命する。

- (1) 診療所の管理者
- (2) 一般社団法人相楽医師会の代表者
- (3) 相楽郡広域事務組合を構成する市町村の医療主管課長等
- (4) 代表理事が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員長が必要であると認めたときは、委員会に関係者を出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会にはかって代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成26年要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年要綱第1号)

(施行期日等)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 改正前の第3条第2項第3号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。